令和２年度ＬＩＮＥを活用した教育相談　実施要項（令和２年４月15日改訂）

１．目的

近年、スマートフォンの普及に伴い若年層の多くがＳＮＳをコミュニケーションの手段として用いており、電話やメールのみならずＳＮＳを活用した相談体制の構築が求められている。そこで、いじめなど様々な悩みを子どもが直接相談しやすい環境を整え、子どもへの支援の充実を図るために、ＬＩＮＥを活用した教育相談を、府内の小学校、中学校、高等学校、支援学校に通学する児童生徒を対象に実施する。

２．主催

大阪府教育センター

３．実施内容

　(1)日程

　　　令和２年４月６日（月）～令和３年３月29日（月）の毎週月曜日（１月４日を除く）及び下記の特設日

令和２年４月７日（火）、４月８日（水）、５月６日（水）、５月７日（木）、８月30日（日）、９月１日（火）、令和３年１月７日（木）、１月８日（金）

　　　〔学校臨時休業期間中の特設日〕

　　　　令和２年４月15日（水）、４月16日（木）、４月17日（金）、４月21日（火）、４月22日（水）、

４月23日（木）、４月24日（金）、４月28日（火）、４月29日（水）、４月30日（木）、５月１日（金）、

５月５日（火）

　(2)時間

17時～21時（受付時間は20時30分まで。時間内に受信した相談は可能な範囲で対応）

　(3)場所

　　　大阪府教育センターの指定する場所

　(4)対象

府内の小学校、中学校、高等学校、支援学校に通学する児童生徒

４．実施方法

　(1)相談担当者

外部委託先の専門機関

(2)児童生徒への周知

ＬＩＮＥ相談窓口のＱＲコードを印字した印刷物を作成し、配付を各校に依頼

（令和元年度と同一のアカウントを使用）

　(3)相談の流れ

　　・児童生徒はＬＩＮＥアカウントを登録。相談日時・注意点などを自動応答で受信し相談を開始

　　・相談の継続が必要であれば教育センター「すこやか教育相談」や「24時間子供ＳＯＳダイヤル」等、他の相談機関を紹介

　(4)緊急事案の対応

府教育庁関係課、府子ども家庭センター、大阪府警察本部等へ連絡・対応依頼・情報提供等を行い、連携を図る。

５．検証

　　・相談件数、相談内容、回答内容を分析し、ＳＮＳを活用する相談体制の有効性を検証

　　・検証結果をまとめ発信